

認定作業療法士申請について

教育関連審査委員会
生涯教育委員会

認定申請手続き

本会は、認定作業療法士認定審査を行い、要件を満たした申請者を認定作業療法士として認定し、認定証を交付する。認定証の有効期間は申請月の1日からの5年間とする。

(1) 申請資格

- 1.理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第3条による作業療法士の免許を有すること
- 2.本会正会員かつ都道府県作業療法士会員であること
- 3.作業療法士免許取得後、臨床実践経験が通算5年以上であること（養成教育に並行した臨床実践も含む）
- 4.下記の4項目の条件をすべて満たしていること
 - 1)本会が主催する認定作業療法士共通研修3講座の受講と修了試験に合格すること
 - 2)本会が主催する認定作業療法士選択研修2講座の受講と修了試験に合格すること
 - 3)本会事例報告登録制度に登録された事例報告3例の合格
 - 4)本会生涯教育制度基礎研修修了の有効期限内であること

(2) 申請方法

認定作業療法士認定審査申請に必要な書類を整え、協会事務局に提出する。

<申請書類>

- (i) 認定作業療法士認定審査申請書
- (ii) 作業療法士免許証の写し
- (iii) 5年間の実務経験の証明書（勤務先発行文書）
- (iv) 本会の当該年度会員証の写し
- (v) 生涯教育受講記録

（認定作業療法士取得共通・選択の各研修の修了試験合格証の写しを添付する。

但し2012年度までの研修受講の場合は、合格証は不要）

- (vi) 基礎研修修了証(有効期限内)の写し
- (vii) 事例報告3例の写し

[事例報告登録制度]での提出資料

- ① トップページ
（会員番号、氏名、タイトル名、合格・不合格が掲載されているページ）
- ② 本文

[日本作業療法学会]での提出資料

- ① 表紙と目次（タイトル名、氏名、いつの学会で発表されたかがわかるページ）

② 本文

[ISSN/ISBN 登録の雑誌・書籍]での提出資料

① ISSN/ISBN 番号の記載されているページ（雑誌・書籍の表紙等）

② 目次および報告、発表、発刊の日時、氏名が分かるページ

② 本文

(viii) 所属する都道府県作業療法士会における会員歴証明書（所属士会発行文書）

(ix) 認定審査料の振込を証明する書類等の写し

[振込先： 郵便振替口座 00120-7-146118 生涯教育講座]

※認定作業療法士の氏名、会員番号、認定番号、所属都道府県作業療法士会名、所属施設等は、本会会員名簿、所属都道府県作業療法士会、所属施設の長、その他本会が必要と認める範囲で公開されます。